

「論点の柱立て」についての委員のご意見

* 整理の都合上、重複して掲載しているものがある。

国民主権・財政民主主義の原理と労使関係の在り方

国民主権・財政民主主義と公務員の人事管理体制

(外国との比較に関し) 国家公務員なり地方公務員の使用者とは何か、また、どういう権能を持っているのかについては、団体交渉権や争議権の在り方とある意味では裏腹というか、一体で決まっているのではないか。労働者あるいは労働基本権からだけアプローチすると変なところに行ってしまうのではないか。

使の立場と役割については、きちんとした論点を出すべきではないか。民間企業の労使関係では、最終的な責任者は社長であるが、特に労使関係について、いわゆる労務担当の副社長とか専務とかという労働条件について全責任を持つ責任者がおり、採用から退職、賃金、賞与、あるいは退職金、年金、福利厚生まで全責任を持って労使交渉に当たる。その責任者は単なる調整役ではなく、一定の権限を持ってとりまとめるという役割を持っている人がいるが、公務員の労使関係でそれに近い立場の人をつくり得るのかどうか。

誰が最終的に公務員の問題を決めるかということが、労働基本権の問題等を考える際には非常に重要。国民主権や財政民主主義が労使の交渉事や協約を縛っている面もあるが、一方で、どういう公務員を持つかということについては、国民にも責任があるということの意味している。

どの範囲の職員にどの権利を付与する、という議論になったときに、労使交渉の主体が誰になるか、という点については、仕組みが全くないので、根本的に考える必要がある。

国民主権・財政民主主義の原理と労使関係の在り方

公務の範囲は、それぞれの時代、それぞれの国の政治が決めるべき事柄であって、政治の決定によって公務の範囲は拡大することもあるし、縮小することもある。

公務は、営利企業に任せては利潤が上げられないが、国民にとって必要不可欠なものを税金で賄う形で公務員がそれを実施するという性格の業務。

行政は、税金でやっているものであり、ここをどう効率的に使うかということを中心に考えて考えるべき。

現状の公務員の人数が適正かどうか、無駄がないかどうかの検証が必要。

労働基本権と公務員の在り方については、全農林判決が基本になる。その論点がある程度踏まえながら、今、環境がどう変わって、この問題をどう考えるべきかを整理するのはいいのではないか。

全農林判決の公務員の地位の特殊性とか職務の公共性ということについて、公務員

の勤務条件は立法府において論議の上なされるべきものであるという考え方が、どの程度公務員の類型で適合されるのか、どの程度労働基本権の内容で適用されていくべきなのか、議論しておく必要がある。

たずさわっている事務・事業の公共性や人件費は税金で賄われているということからすれば、労働関係調整法による緊急調整とか、国会の関与する必要も出てくると思うが、原則としては労働基本権を付与する方向で検討すべき。

公務員の身分が民間の企業に比べて強く保障されているとした場合、絶対に自分の雇用に不安がない人たちにストライキ権を与えると市場の抑止力が働かないという問題が出てくる。

財政民主主義との関係では、国会のコントロールとの関係が最も重要。政府内部で予算編成に支障がない範囲で交渉結果をどのようにまとめたかということではなく、議会でこれを修正・否決することができるかなどの問題が法令・予算についてあり、その調和をどうやって取るのかが最大の問題。

国民主権の部分重視すると、政府の使用者責任が見えにくくなる懸念がある。公務員が憲法上の勤労者であることは判例上明確であり、公務の特殊性を理由に制約事項を先に論じるべきではない。

今日のように配分、諸手当や俸給表の細かいところまで、すべて法定にすることではなくて、国会では根本基準といった重要事項だけを法律にして、詳細は交渉協議で決める方が、様々な制度改革を進める上でも、使用者権限を発揮し、働く側の納得性を高める視点でも重要ではないか。

公務の質と勤務条件の関係

時代の必要性を満たすためのサービスの担い手は、労働市場から調達される。その価格に応じて調達できる労働力の質・量が決まってくることを意識しながら、公務員、公務サービスの在り方を考えるべき。

国民主権や財政民主主義が労使の交渉事や協約を縛っている面もあるが、どういう公務員を持つかについて国民にも責任があることも意味している。例えば、国民がもっと賃金を安くしてほしいということであれば、それなりの公務員から公務サービスが提供されるし、あるいはもっと良い公務サービスが欲しいということであれば、労働条件や仕組みを良くしなければいけない。最終的には、国民に責任が帰するというのが民主主義の原則。

官民のイコールフットイングということが言われているが、それが本当にどこまでやるべきなのかについて見極める必要がある。

以上